

第1章 後期実行計画策定の基本的な考え

1. 計画策定の趣旨

岡垣町第2次男女共同参画基本計画（以下「第2次基本計画」という。）は、「岡垣町男女共同参画～ともに支えあい、ともに輝く～まちづくり条例」の基本理念に基づき、男女間における様々な問題を解決し、男女が互いにその人権を尊重し責任を分かち合える男女共同参画社会を実現するため、様々な施策を体系化し、町民と行政の協働により総合的かつ計画的に推進することを目的として平成21年に策定されました。

策定後は、男女共同参画社会の実現に向けて、実行計画に掲げている各施策に取り組んできました。そして、今後も少子高齢化・人口減少がさらに進み、労働者が確実に不足することが予測されており、女性の活躍がこれまで以上に必要不可欠となります。

また、昨今の集中豪雨や東日本大震災などの自然災害等の教訓から、女性の視線に立った防災対策や意思決定の場などへの女性の参画が必要となっています。

そのような状況のなか、岡垣町では第2次基本計画の5年目の年に、前期実行計画の事業総括を行うとともに、後期実行計画の施策に反映させるための住民意識調査を実施し、今回、後期実行計画を策定しました。

2. 計画の期間

第2次基本計画の期間は、平成21年度から平成30年度までの10年間*です。実行計画は、平成21年度から平成25年度までの5年間を前期実行計画期間、平成26年から平成30年度までの5年間を後期実行計画期間としています。

※…町の次期総合計画に即した形で第3次基本計画を策定するため、本計画期間を2年間延長する。（計画期間；平成32年度まで）

3. 計画の策定に関する基本的な考え方

- (1) 第2次基本計画で策定した基本理念及び基本目標、施策の体系等に沿った実行計画とします。
- (2) 第2次基本計画で策定した前期実行計画の評価や社会情勢の変化等を踏まえ策定します。
- (3) 住民意識調査結果を反映した施策内容とします。
- (4) 「岡垣町第5次総合計画」第6章第3節との整合を図ります。

4. 計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条に基づく市町村男女共同参画計画として策定しています。

また、本計画の「基本目標Ⅳ 男女がともに人権を尊重する社会づくり」の基本課題1を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3に基づく市町村計画として位置づけ、「基本目標Ⅲ 男女がともに能力を發揮できる自立した生き方づくり」の基本課題2を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第7条に基づく市町村推進計画として位置付けます。

5. 岡垣町の取り組み

～以下略～